

平成25年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成25年3月13日 午前10時00分 開会  
午後 3時10分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員 なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
教 育 部 長	中 嶋 正 英	上下水道部長	松 浦 住 憲
消 防 長	岩 井 利 光	会 計 管 理 者	山 岡 加代子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 4番 春 木 孝 祐 15番 下 村 正 樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	10	溝 口 幸 夫	新市建設計画の進捗について	市 長 担当部長
			観光事業の定着化について	市 長 担当部長
2	4	春 木 孝 祐	当麻庁舎の耐震診断結果と対応について	市 長 担当部長
			第2期健康増進計画「きらり葛城21」・食育推進計画について	教育長 担当部長
			国の地方公務員給与削減要請について	市 長 担当部長
3	15	下 村 正 樹	市からの補助金制度について	市 長 担当部長
4	9	阿 古 和 彦	学校給食における食物アレルギーについて	教育長 担当部長
			地球環境にやさしい自治体（葛城市）を目指して（パート10）	市 長 担当部長
5	1	辻 村 美智子	子ども・若者育成支援事業について	市 長 担当部長
6	12	赤 井 佐太郎	PM2.5、黄砂	市 長 担当部長
7	18	白 石 栄 一	地域活性化・新道の駅事業について	市 長 担当部長
			吸収源対策公園整備事業について	市 長 担当部長
			葛城市の財政について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

**寺田議長** それでは、ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る3月4日の通告期限までに通告されたのは7名でございます。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりでございます。なお、一般質問の方法は、7名の議員全員が一問一答方式を選択されておるわけでございます。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分といたします。また、質問回数については制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、10番、溝口幸夫君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、溝口幸夫君。

**溝口議員** おはようございます。それでは、議長のお許しを得まして、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は2点でありまして、1つは新市建設計画の推進状況についてであります。

これまで、新市建設計画というのはハード事業を主に議会、各委員会、特別委員会等々で議論及び状況の説明を受けてまいりましたが、新市建設計画の中にはソフト事業というのはたくさん含まれております。ここに私は注目をして、今回は質問をしていきたいと思っております。

もう1点は、観光事業の定着化についてであります。今年は竹内街道の1400年祭ということで、非常に、当葛城市におきましても観光事業を目玉にいろいろ展開しておりますけれども、この竹内街道1400年祭を機に、どのような観光事業を行おうとしているのか、将来像等々を含めて質問をしてまいりたいと思います。

具体的な質問につきましては、質問席から行うことにさせていただきます。

**寺田議長** 溝口君。

**溝口議員** それでは、まず最初に、新市建設計画の推進について状況を説明いただきたいと思っております。

先ほども述べましたように、新市建設計画というのは、現在インフラ整備で各ハード事業が推進されております。この中には、既に終わりました磐城第二保育所の新設工事、それから尺土駅前の整備事業、そして新クリーンセンターの新設事業、給食センターの新設事業、それから国鉄・坊城線の改造事業等々ありますが、今までは各委員会を通じ、ましてや特に大きな事業については、特別委員会を設置していろいろ議会の中で内容を検討し進捗を確認してまいりました。

しかし、現在、新市建設計画の8年目を迎えておるわけですが、この新市建設計画、当時こういった新庄町・當麻町合併協議会が示された新市建設計画の中にありますいろいろなソフト事業、要するに住民生活に直結するいろいろなソフト事業について、さらにはこの

新市建設計画を受けて、平成18年10月にはこういった葛城市の総合計画というものを議会が議決して今推進しているわけです。現在、この総合計画は平成18年10月からですので平成28年までの猶予期間はありますが、この中に示されている非常に大事なソフト事業、これは住民の皆さんの福祉向上や安心して生活ができるまちづくりに対するいろいろなソフト事業に対して、数値目標を示しながら当時ここに総合計画をつくり上げて、これを市政のバイブルとして日夜各職員の皆さんは汗を流していただいているというふうに、私は感じております。

その中で、特に今回、5つのソフト事業が具体的に示されております。これは1つは教育、文化の充実、創造については、大きな葛城市の中で教育に力を入れ、今までいろいろとあります文化遺産を通じた葛城市の観光事業等の推進を含まれているものと思います。

2つ目は、保健、医療、福祉の充実ということで、ここに示されているように、実際には各保健、医療の一番大きな福祉という部門に、新市建設計画では住民のニーズが非常に大きな希望を持って進めてほしいというアンケート調査が出ております。

3つ目は産業育成及び創造ということで、ここにはやはり産業を育成し、税収の確保やそれから地域の振興をねらったものというふうに思われます。

4つ目が生活環境の整備。要するに、安全で安心な生活ができるための生活環境を整備してほしいという内容であり、5つ目が都市基盤の整備、ここにいろいろなインフラ整備等々が含まれるものと思います。

この5つの区分に分けた中で、特に現在8年を迎えようとする。新市建設計画からすると8年、総合計画からすると5年の折り返し点になってるわけですが、この5つの部門について、各担当部長から現在の進捗、これ、特に進捗といっても既にもう手がけているもの、いやいやなかなか手がけることができず滞っておりますというところ、これを各部長にご説明をいただきたいと思います。ただ、5つの部門で各部長は当然ながらPRがてら一生懸命答弁されると思いますが、時間の制約がありますので途中で私はもうとめますから。要するに、この5つを続けて聞くことはありませんので、1つや2つでもう時間が、私の計画の時間でおさまらなかつたら、残りの3つには6月議会に再度質問いたしますので、その点をご配慮していただいて答弁をお願いしたいと思います。

まずは、教育、文化の充実、創造についての現状をご説明ください。

**寺田議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまの溝口議員のご質問でございます。

ただいま、新市建設計画の中で主な事業として学校教育の充実、生涯学習の充実、生涯スポーツの推進、青少年の健全育成、歴史文化遺産の継承ということで、大きく教育文化充実創造の中で取り上げておるわけでございますけれども、その中の主な事業につきましてご説明申し上げます。

まず、学校教育の充実でございますけれども、学校教育施設の整備充実ということで、平成25年度には忍海小学校校舎と白鳳中学校屋内運動場の耐震工事と大規模改造工事を予定しております。この工事が終了いたしました時点で、小・中学校の耐震化率は100%になる予定でございます。また、幼稚園の耐震化計画につきましては、新庄幼稚園につきましては耐

震診断の結果、改築を要する建物であることが明らかとなり、平成25年度より改築工事を実施する予定となっております。また、その他の幼稚園の耐震診断につきましては、平成24年度に新庄北幼稚園の耐震診断を行い、平成25年度に磐城幼稚園の耐震診断を実施する予定をしております。また、武道場の整備事業ということでございますけれども、平成20年度に建設済みでございます。それから、各学校のコンピューター室、校内LANの整備ということでございますけれども、各学校のコンピューター室に新しくパソコンを設置するとともに、校内LAN環境を整備しICT教育を推進しております。

次に、学校給食センターの整備でございます。今年度は建設予定地の境界の測量、既存建物等の解体工事に係る設計業務を実施し、基本設計及び造成設計を公募によるプロポーザルで業者を選定し、契約の締結を進めておるところでございます。平成25年度におきましては、基本設計業務、実施設計の契約及び実施、既存建物の解体工事、造成工事等を進めてまいりたいと考えております。

次に、適応指導教室、教育相談の充実でございます。適応指導教室には、室長が1名、指導員2名を配置してありまして、例年十数名の児童・生徒が在籍し、学校復帰を目指しております。教育相談室には室長1名と幼・小・中各1名の臨床心理士、臨床発達心理士を配置し、電話、来室、巡回相談等を実施しております。

次にALT及び幼稚園・小学校での英語活動の推進でございますけれども、幼稚園に2名、小・中学校に4名の外国語指導講師を配置し、英語に親しみ、国際感覚を醸成する機会を設けているところでございます。

次に、教育研究会の設立でございます。市内幼稚園、小・中学校全教職員を会員とする教育振興会を立ち上げ、教職員の資質向上のためのさまざまな研修を積極的に推進するとともに、幼児・児童・生徒に対する諸活動を意欲的に展開しているところでございます。

次に、大きい項目といたしまして、生涯学習の充実でございます。生涯学習施設の整備充実につきましては、分館の新築、改築、施設整備の修繕、備品等の購入に対する補助を行うことで、施設の整備充実を図っております。

人権教育の推進でございます。人権教育講座を年4回開催しております。

情報提供、学習相談の推進でございます。市民の学術、文化及び教育向上のため、生涯学習の場の提供として、各種の定期教室、講座を中央公民館や當麻文化会館及び市内5つの地区館で開催しております。また、各大字の分館を利用した移動講座を開催しているところでございます。

次に、公民館分館活動事業の推進でございます。まちづくり推進大会において発表していただくモデル分館を指定するとともに、分館活動として補助金または委託料を交付することで、分館活動の促進を図っております。

次に、あいさつ運動、花いっぱい運動、ひと声かけ運動の推進でございます。花いっぱい運動といたしまして、モデル分館、3カ年でございますけれども指定し、指定した8分館に対する補助を行って、花いっぱい運動を推進しております。

次に、人材育成の推進及び人材バンクの充実でございます。生涯学習人材バンクとしてま

ちの達人さんを指導者登録し、達人さんを学校や社会教育施設などに紹介することで、市民が互いに学びあう体制を整備しております。

図書館資料の充実及び図書館活動の推進でございます。4カ月児を対象に、ボランティアと協力して絵本を読み聞かせし、絵本を渡すことで図書館を身近に感じてもらい利用を促進するため、文学講座や子どもと楽しむ本の連続講座を開催しております。

次に、文化会館、文化センター自主事業の充実でございます。客席、舞台規模に応じまして、独自の自主事業を現在開催しております。

次に、生涯スポーツの推進でございます。各種スポーツ行事の充実につきましては、市民体育祭、春・秋のスポーツ大会、ソフトボール大会、バレーボール大会、少年野球大会、駅伝・マラソン大会、綱引き大会、雪中登山等を開催しております。近年は特にマラソンブームによりまして、マラソンの参加者が増加しております。

次に、スポーツ実施人口の増加推進、各種ニュースポーツの普及でございます。各種大会への参加助成、体育協会・スポ少補助金等を実施することで、スポーツ人口の増加や普及を目指しております。

健康・体力づくりの推進でございます。各種スポーツ教室を開催して、推進しております。

次に、青少年の健全育成でございます。啓発、巡視活動の推進でございます。青少年健全育成協議会を組織し、市広報誌への掲載、駅等での啓発活動及び繁華街等での巡視活動を行っております。

次に、青少年センターの設置でございます。市長の新ビジョンの中で、子ども・若者支援センターの設置という項目がございまして、青少年センター機能も含めた施設として、市内遊休施設の利用を視野にただいま検討しております。

奉仕活動、体験活動の推進及び情報の提供でございます。市内小・中学校に学校支援地域コーディネーターを配置し、ボランティアの派遣を行いながら学校の環境整備支援活動等実施しております。

次に、子育て学習・子育て相談の充実でございます。社会生活を円滑に営む上で、困難を有する若者を支援するため、地域協議会の運営及び相談業務を実施しております。

次に、歴史・文化遺産の継承でございます。歴史民俗資料館展示の充実でございますが、ふるさとの歴史、民話を知り、子どもたちや市民の心に郷土愛をはぐくむことを目標に、年1回、秋の特別展及び春、夏、冬に企画展を開催し、葛城市の歴史の紹介に努めております。

次に、歴史文化講座等の充実でございます。歴史講座「葛城学へのいざない」を開催し、葛城地域を中心に、地域歴史の最新研究成果を専門の研究者よりご講演いただいております。文化財の調査研究及び文化財保護事業でございますが、国・県指定文化財の保存事業が計画的に行われております。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

**寺田議長** 溝口君。

**溝口議員** 今、教育・文化の充実・創造についてということで、教育環境について現在の進行しているいろいろなハード事業も含めて説明がありましたが、次からハード事業はもう答弁要りま

せんから。私が質問しているのはソフト事業だけのことですので、ご留意を願いたいと思います。

そこで、今の教育関係で、この総合計画の中に、数値目標として上がっている部門があります。例えば、不登校児童・生徒の割合を減らす。これは、計画された現状値、小学校0.4%、これを下がるように努力をするという目標が示されています。質問ではありませんよ。これは、こういったことを示されているので、今回はこれをもとにどうなのか、どうなっているのか、現状はどうかの質問を6月議会でするので、準備をお願いしたいと思います。これだけのことではないですよ。全て数値目標が示されているものについて、現状はどうか。今折り返し点ですから、ここで反省してきちっとした態勢をとって、ソフト事業をきちっと完遂していくということがやはり望まれる行政の力だと思いますので、この数値目標をされているところは現状はこうです、しかし努力は足りませんか、率直に返答していただきたいと思う。

そこで1つ、私が1点注目しているのは、昨今日本の一番弱い部分と申しますか、日本人の一番弱い部分、これは国際化に対応する語学力と言われています。私は、自慢をするわけではないですが、できません。しかし、将来の日本を担う、葛城市を担う人材を育成するための教育の中で、国際化による教育を推進しますとここに示されているわけです。先ほどの答弁では、幼稚園2名、各学校に4名の計6名の外国語を中心とした教育の先生がおられる、配置していると言われてますが、この国際化による教育というのはどういった努力をしているのか、紹介していただいて答弁をお願いしたい。

**寺田議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまのご質問でございます。国際化に対する教育をどのような形で行っておるかということでございますけれども、私どもといたしまして、本市幼稚園では年間30時間程度の英語で遊ぼうの時間を、4歳児、5歳児を対象として実施しております。また、小学校では、1年生から4年生までは2週間に1回、5年生、6年生では毎週、英語学習の時間を設けております。これらの機会に英語で学び、英語に親しむ中で国際化に対応できる教育を推進しておるところでございます。

以上でございます。

**寺田議長** 溝口君。

**溝口議員** 教育については次回にももう少し詳しく質問したいと思いますが、今言われる国際化による教育というのを推進して、要するに国際的な活躍をする希望を持った、そういった児童、若者を育てていこうというのが、これは非常に大事なことだと思いますし、この新市建設計画及び総合計画の中で示されている目標でありますので、ぜひとも努力をお願いしたいと思います。

次に、保健・医療・福祉の充実について、現在のソフト事業の項目、ソフト事業を展開しようとしている項目、その成果が示されるのであれば、その点を答弁をお願いしたい。

**寺田議長** 吉川保健福祉部長。

**吉川保健福祉部長** ただいまの溝口議員のご質問でございます、保健・医療・福祉の部分でございま

す。それでは簡潔に説明させていただきます。

保健・医療の充実についてでございます。各種健診事業の充実及び健診の効率アップの推進でございますが、乳幼児健診の充実につきましては、乳幼児健診におきまして4カ月児健診、10カ月児健診、1歳6カ月児健診、2歳6カ月児の歯科健診、3歳6カ月児健診を行っております。成人健診、各種がん検診の充実につきましては、成人健診、がん検診におきまして健康増進法に基づく胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診の個別と集団健診を行っております。集団健診の工夫といたしましては、土曜日、日曜日、夜間健診の実施、各種がん検診と特定健康診査の同時実施、そして健診に来づらい山麓地区への出前健診、女性だけの健診日の設定を行っております。人間ドック、脳ドックの受診勧奨についてでございますが、脳ドック検診におきましては、40歳から69歳で市内に住民票を有する方に検診費用の7割かつ上限を2万円の費用助成を行っております。生活習慣病予防の健康相談並びに保健指導の充実につきましては、特定健診受診後の結果説明会の開催や、特定健診を含む個別・集団検診結果に応じました個別健康相談、運動習慣栄養指導等個人の努力とともに仲間とで集団の力を利用した運動教室、栄養教室を実施し、生活習慣病の予防に努めております。

次に、住民参加型の健康づくり運動の推進につきましては、健康づくり推進員の方による参加者を募ってのウォーキング、各地区の公民館・集会所での運動教室を開催しております。特に運動教室におきましては保健師が同行し健康指導に努めております。

次に、地域福祉の充実についてでございます。高齢者福祉の推進では、新市介護保健事業計画と新市老人保健福祉計画の策定及び事業の推進につきましては、平成24年度から平成26年度までの第5期の高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画を策定いたしまして、現在事業の推進を図っております。介護保険料につきましては、第3期、第4期の間に実績が計画値を下回り、介護保険準備基金も積み増されたことから、この準備基金の取り崩しなどを行い、第5期の介護保険料を抑制し、基準月額の据え置きを行いました。高齢者の通所介護の拡充につきましては、福祉総合ステーションにございます指定介護通所事業所、すなわちデイサービスは利用対象者の対象エリアが旧當麻町であったものが、合併により旧新庄町の他エリアへの拡大が見込まれたため介護保険施設の増築を計画いたしました。しかしながら合併後、市内におきましてもほかに多数の利用事業所が民間にできましたことにより、増加が認められないことから中止しております。新市障がい者福祉計画策定及び事業の推進につきましては、平成24年度から平成26年度までの第3期障がい者福祉計画を策定し事業の推進を図っております。状況につきましては、入所施設から地域生活の移行では、第1期から第3期までの計画目標を達成されております。また、福祉施設から一般就労への移行におきましても、施設から地域社会へ、また一般就労へと進んでいるものと思われま。

子育て事業の推進につきましては、磐城第二保育所は既に完成して保育を進めております。子育て支援センター事業につきましては、未就園児の子育て中の親子が利用しやすい身近な場所として、現在は新庄健康福祉センターを拠点として當麻文化会館、磐城・當麻児童館など、市内の公共施設を利用しながら展開して実施しております。今後は地域の公民館に集っておられる子育てサロンなどの支援や連携を行うなど、よりよい方法を検討してまいりたい



と思うわけでございます。

次に、乳幼児医療助成の年齢引き上げにつきましては、現在就学前までの助成と小学校卒業までの一部助成を行っておりますが、さらなる年齢の引き上げにつきましては検討中でございます。インフルエンザ予防接種、中学3年生の対象につきましては、中学3年生までの対象の季節性インフルエンザの予防接種につきましては、予防接種法に基づく接種の努力義務が課せられておりませんが、医師会との連携等もございまして助成事業として他市町村の動向を見ながら考えてまいりたいと思います。

次に、子育てボランティア育成事業についてでございます。子育て支援センターで市民の方が子育て支援ボランティアとして事業に参加し、子育て中の親にかかわり力強い存在として子育てに関するアドバイスをしたり、親の話し相手になってくださっております。一時保育、一時預かり事業につきましては、生後6カ月から就学前までの乳幼児を対象に、保育所において幼児を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備し、児童福祉の向上を図る目的として一時預かり事業を実施しております。現在、華表保育園と磐城第一保育所の2カ所で行っておりますが、平成25年4月より公立保育所は磐城第二保育所にかかわることになります。今後も必要なときに必要なサービスを受けられるように、保護者のニーズに合った保育サービスに努めてまいります。

最後に、学童保育の時間延長につきましては、保育所の開設時間につきましては、平成22年4月から朝は30分、夕方30分を延長いたしました。平日は放課後から夕方6時半まで、学校休業日は午前8時半から夕方6時半までとなっております。

以上でございます。

**寺田議長** 吉川部長、もうちょっとゆっくりわかりやすく、皆さんにわかるように。早口やから聞き取りにくいから。よろしくお願ひしたいと思ひます。

溝口君。

**溝口議員** 今、保健医療福祉の充実についての現状、進捗状況をご説明いただきましたが、全て推進しておりますという状況であります。これも同じく、政策の柱としてやさしさ、生きがい、そういった心豊かな人が育ち、だれもが生きがいを持って過ごすまちということで、生き生きとした生活と社会参加の促進と、大きなテーマのもとにこの保健・医療・福祉の部門でいろいろな事業を展開していただいていると思ひます。

しかし、この総合計画には平成18年の現状と10年後の状況を数値目標をされております。当然ながら、全てはこういったことについては充実をする方向に矢印が全部向いてますし、数値もきちっと設定されております。ぜひとも今5年目を迎える折り返し点に、反省のもとに、この事業がどのように今後展開していくべきか、そして数値目標に向けた努力をどのようにしていくかということをご十分考えていただきたいと思ひます。

そこで1点お聞きしたいんですが、磐城第二保育所、非常に立派な保育所が完成いたしました。ここで子育て支援をセンターとして併設していこうということが挙げられておりますが、子育て支援センターを併設するに当たり、実態と今後の計画について今現在わかっておれば説明をお願いしたい。

寺田議長 吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまのご質問の子育て支援センターについてでございます。この件につきましては、平成22年9月の一般質問でも答弁いたしましたように、磐城第二保育所の整備事業に子育てセンターを併設することにつきましては、保育所と子育てセンターでの支援の趣旨が若干異なることや、保育時間中にこの支援事業をすることになりますと人の出入りが煩雑となります。親子で来られるわけですがけれども、保育園児の安全確保も困難なことや、車で来られることがほとんどでございます。送迎時間が重なると、必要以上の駐車場確保が必要だろうということから、併設を行わず、子育て中の親子が利用しやすい身近な場所として、児童館等の市内の公共施設を利用しながら展開することといたしております。よって、現在は、新庄健康福祉センターを拠点といたしまして、當麻文化会館、磐城・當麻児童館などの公共施設を利用して展開しておるところでございます。内容につきましても、3歳児までの年齢別の集いや親子のきずなづくりプログラムなど、県下の他市よりもきめ細かな子育て支援メニューを行っております。

今後は、必要とする人が1人でも多く利用できますように、開設場所や事業の内容について関係各課団体と連携して今後更によりよい子育て支援方法を検討してまいりたいと思うわけでございます。また、市長の施政方針説明にもございましたように、新年度から新たな取り組みとして子育て中の親子がきずなを感じながら自分の住む地域でいつでも気軽に集まり交流することにより、未就園親子を対象に安心できる子育てを目的とする地域の公民館の集いの場所、子育てサロンを行っているグループに対しまして、居場所づくりの助成を行う社会福祉協議会に対し支援を行ってまいりたいと思います。また、高齢者の集いの場である居場所づくり、いきいきサロンとの世代間交流も行っていたら、生きがいつくりとともに子育てのよき見守り役、相談役を担っていきたいと思っております。

以上でございます。

寺田議長 溝口君。

溝口議員 今回の答弁では、ここに示されている磐城第二保育所の子育て支援センターというのは、なかなか保育をしながらの併設というのは難しいというように判断されて、拠点を児童館等々で行ってきたいという答弁でしたが、少なくとも磐城第2保育所はキャパが約200名の保育児を保育していこうというふうになってます。ですから、当然ながら新年度の状況を見ながら、要するに保育士さんも増員してる現状でありますし、保育面積等々考えて見直しをぜひとももう一度検討していただきたいと思います。これについては、機会があったらもう一度質問したいと思います。

今のところ、この教育・文化及び保健・医療・福祉でもう大体35分が経過しておりますので、3つ目の産業育成、4つ目の生活環境整備、5つ目の都市基盤については6月議会に質問をさせていただきます。当然ながらこの3点についても、目標値及び努力傾向を示しているわけですので、当然ながらその部分まで入り込んだ答弁をお願いしたいと思います。

次に、今、この新市建設計画を受けた葛城市の総合計画の推進に向けての2つの所管の動き、推進状況をお聞きしたわけですが、全てがやはりまだ推進中ということで、できれば議

会で議決された総合計画でありますので、当然ながら議会に向けた報告というものも必要だと思いますので、折り返し点の5年を過ぎたこの地点で、ぜひとも議会の全員協議会等々で現状を報告していただきたいと思います。この作業がまだ進んでないかもわかりませんが、この私の質問を機にぜひとも現在の状況について整理していただいて、中間報告として何らかの形で議会に向けての発信をお願いしたいと思います。

また、私、実はこの新市建設計画についてずっと質問を重ねてきてるんですが、やはり議員として合併を通じて新たな市の建設状況について推進していこうというのが、政治をつかさどっている自分としては使命だと思ってますので、ずっとこれに関しての説明を求めてまいりました。その中で1点、ぜひともお聞きしたいのは、これは過去にも指摘したんですが、住民の福祉向上、生活の安定、これの中でいまだに、要するに住民の生活地区ごとに住民サービスの不均衡というものが是正されておられません。ぜひとも個々に努力をしていただかないと、いつまでたっても新市合併した住民の皆さんが平等に受益する行政サービスが受けられないと思いますので、ぜひとも5年間残っているわけですから、その間に是正を促す措置、行政の努力をお願いして、この質問については終わりたいと思います。

続けていいですか。

**寺田議長** 続けて結構です。

**溝口議員** それでは、次に、観光事業の定着化について答弁をお願いしたいんですが、実は、この竹内街道1400年祭事業というのは非常に大きなスケールで話題を醸し出しております。新聞にも記載されておりましたが、実は葛城市の県会議員の辻本議員が、県議会で一般質問をされております。紹介しますと、2013年は竹内街道が整備されて1,400年に当たり、沿線自治体がさまざまな取り組みを計画している。県において葛城市を初めとした中南和地域における歴史の活用をした観光振興について、どのように県は考えているのかというご質問をされておまして、非常に我々葛城市を代表した県会議員として関心を持って今県に訴えられているというふうには評価したいと思います。これを受けて、いろいろ新聞等々で見ますと、実は竹内街道の存在を観光事業にもう着手してる。過去何年間も。実は33回に及ぶ、太子に思いはせ100人がウォークするという、こういう新聞の見出しで出てましたが、法隆寺から大阪の聖徳太子のゆかりの道をたどる33回の太子道を訪ねる集いとか、ほかのいろいろな自治体がこの竹内街道にかかわるような事業を展開してきている。そういった中で、今回偶然ながら竹内街道を持つ葛城市が1400年祭についていろいろな計画を練りながら、各自治体との協調をしながらこの祭りを盛り上げようとしてされているわけですが、平成25年度4月以降でないところの事業の予算は執行できないと思いますが、現在事前に計画されている内容が紹介できるのであれば、その点を紹介していただきたいと思います。

**寺田議長** 吉川産業観光部長。

**吉川産業観光部長** ただいまのご質問の竹内街道1400年祭の計画についてでございます。現在の事前計画についてのご質問でございます。

日本書紀の中に記述がございますように、本年竹内街道が敷設されまして1400年の節目を迎える記念となる年となるため、大阪、奈良の府県を越え、この沿線の10の自治体、葛城市、

大和高田市、橿原市、桜井市、明日香村、大阪市、堺市、松原市、羽曳野市、太子町と大阪府・奈良県が一体となりまして、竹内街道・横大路1400年活性化実行委員会を組織し、民間団体、企業、大学等とともに連携をいたしまして竹内街道を多くの人に知っていただき、訪ねたくなる魅力のあふれる街道を目指すことを目的といたしまして、現在いろいろ検討しているところでございます。

以上でございます。

**寺田議長** 溝口君。

**溝口議員** 現在、検討に入っているということなのですが、では検討に入っているのであれば、こういった導入計画として、例えばキックオフイベント、こういったことというのは実際にはどのように考えられているのかなと思いますので、もしそういうキックオフイベントなんかがあれば紹介をお願いしたい。

**寺田議長** 吉川産業観光部長。

**吉川産業観光部長** 具体的にどのようなイベントを検討しているかのご質問でございます。まず、キックオフイベントといたしまして、本年3月30日に大阪阿部野橋駅より飛鳥駅まで記念専用列車を走らせ、沿線の首長、キャラクターが乗車しPRを行うとともに、約200名の一般の方々にもチケットを販売いたしまして、大阪阿部野橋駅より飛鳥駅まで乗車の上、飛鳥駅から石舞台までウォーキングを実施することになっております。また、飛鳥駅前では共同宣言式、物産のPR、販売等も行う予定でございます。このキックオフイベントに始まりまして、4月1日より11月17日までの期間中、ウォーキング、サイクリング、物産展、歴史講座、各地域でのイベント等開催の中でPRを行い、11月17日には大阪の難波宮跡公園で沿線首長が集まってサミットの開催、共同宣言式、シンポジウム、イベント等を行う予定でございます。

以上でございます。

**寺田議長** 溝口君。

**溝口議員** 3月30日からのこういったキックオフイベントとして列車を走らせる、これ、みんな知ってますか。3月30日と言うたら、この議会が終わって2日後ぐらいです。当然ながら、主催する一番根っこの部分の葛城市が、市民が知らない。何か知らんけど、阿部野から飛鳥まで列車走ってるで。こんなんでは、事業に対する熱意といますか、関心といますか、これ、冗談ではないけど、オリンピックの誘致問題で国民関心が低いからというのと一緒です。葛城市におかれる市民の皆さんが関心を持って注目しないと。竹内街道1400年祭、何かよその人がやっているように感じる。それではいけないと思います。ぜひこういったことについては、早く知らせて早く関心を持って早く盛り上げる。これが大事だと思いますので、ぜひともそのあたりの努力をしていただきたいと思います。

それでは、ここで葛城市としてはどのような活動をしていこうと現在思っておられるのか。まだまだ計画も未定というところであればそれでいいんですが、やはり私は葛城市がイニシアチブ、指導力を持ってこの1400年祭は盛り上げるべきだと思っております。このあたりの意気込みというものをどのように担当部署として考えておられるのか。もし、担当部署で答えられないのであれば、市の責任者であります市長のご意見をお聞きしたいと思います。

寺田議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 市といたしまして観光事業の計画でございます。市におきましては、近畿日本鉄道株式会社、またボランティアガイドの会、商工会等の企業や団体と協力の上、ウォーキングを実施してもらい、県内外より多くの方々に参加してもらい、竹内街道を初めといたしまして市内の名所旧跡をめぐってもらい、葛城市の魅力を発見していただきたいと考えております。

以上でございます。

寺田議長 溝口君。

溝口議員 何度も言いますが、やはり観光事業として、1つの起爆剤になり得る事業でありますので、ぜひともこの葛城市が、いろいろな他の関連自治体を巻き込むぐらいの活動をぜひともお願いしたいと思います。

これに伴って、私、質問したいのは、県議会議員の辻本さんまでこの一般質問をして県を動かそうとしている。また、県で言われることは国にも通じることなので、県や国に対する助成の動きというものは、今どのように考えられているのか答弁をお願いしたい。

寺田議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 国とか県のかかわり方についてのご質問でございます。国の補助事業であります緊急雇用創出事業によりまして、竹内街道を知ってもらうために竹内街道の伝承パンフレットを作成するとともに、夏、初秋、晩秋に至りましてイベントを行い、この竹内街道は飛鳥時代、遣隋使使節や留学僧が往来した道で、大陸文化伝来またはこの街道による飛鳥文化へのつながり、文化の始まりから日本の変遷を見守ってきた重要な街道であることを知ってもらい、街道や街道周辺の名所旧跡などの魅力を再発見してもらうことを目的として、実施したいと考えております。

以上でございます。

寺田議長 溝口君。

溝口議員 当然ながら奈良県に所在し、ましてや葛城市に所在する竹内街道でありますので、ぜひとも県を動かし国を巻き込むぐらいの努力をしていただいて、この竹内街道の1400年祭を盛り上げていただきたい。

しかしここで、1つ私が質問の焦点に当てているのは、観光事業の定着化である。これが、少なくとも葛城市の一番弱い部分、定着化というのにどうも弱いのではないか。少なくとも竹内街道1400年祭をここで指導力を持って運営の中心母体となるのであれば、これをいかに継続していくか。毎年どのように継続していくかということを、こういった会合の中で提案し、その結論を導く。ですから、葛城市独自でこの1400年祭後の竹内街道を中心とした観光事業のイベントを継承していく、継続していくという提案をどこかで出していただきたいと思っております。そして、実際には既にこのパンフレットが新庄庁舎のエレベーターの中にも掲示されてますね。當麻寺のこの特別展、4月6日から6月2日まで、これに葛城市はいみじくも後援の組織に入っております。こういったものをどこに張っているか。これは1枚みんなの広報誌の中に入れれば、各市民の家庭で自分の故郷の、ふるさとの當麻寺が県の国立博物

館で展示会をやっているという意識のもとに、足を運ぶ人も、私は少なからずと思います。やはり、行政のやる努力というのはそういったところだと思うんですよ。ぜひともこういったことも、「いや、もう4月の広報の中に折り込みますねん」、そういう計画があったら私の今の意見は失言ですが、もしそういうことがなかったら、やはりこういったことを通じて葛城市の市民の皆さんが、それこそ文化と観光を意識する礎になる、私は思いますのでぜひ努力をしていただきたいと思います。

今、既に観光事業はいろいろなことで展開されてますが、定着化というのは、よくよく考えていただきたいのは、観光事業なんですよ。市のイベントではないんです。市民が寄り添って楽しく和気あいあいと過ごすイベント、これは葛城市にたくさんあります。しかし、観光事業ですから、何らかの恩恵を住民皆さん、商工業の皆さんが分かち合えるような努力をするのが、事業なんです。観光事業。市長は、ここで施政方針でも出されてます観光アドバイザーの活躍をぜひともここで活躍していただいて、歴史博物館で當麻寺のお面を展示したり、いろいろな努力をしていることに関する周知の努力を怠ることなくやっていただきたいと思うんですが、この観光事業の定着化について、市長はどのように今お考えをお持ちなのかをお聞きしたい。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** いろいろとご提言ありがとうございます。そもそもこの竹内街道1400年を始めるきっかけとなったのは、まさに溝口議員がおっしゃったように、葛城市には今まで観光業というものがなかった、それをせっかくこれだけすばらしい歴史遺産、文化遺産を保有しながら、今まで観光業としてまちぐるみで取り組んでこれなかった部分というのを反省をしながら、ではどうやってこのまちを、また歴史遺産を多くの方々を知っていただくのかということを考えた上で、竹内街道1400年というイベントを私と隣の太子町の町長とが組んで考えて、2つの市と町でやったってこれはもうどこも取り上げてくれないから、大阪市、大阪府、そういう大きなところも、また奈良県も巻き込んでやっていきましょうよということで始めさせていただいたところでございます。

今回の大きな目標は何かというと、東京の方でいろいろな方々にこの葛城市を知ってるかと言うと、ほとんどの方が知らない。今は日本の人口約1億3,000万人いらっしやる中で、ひょっとしたら竹内という地名を知ってるのは1,000万人に1人かもしれない。それを少しでも減らしていく。100万人に1人、10万人に1人知ってるような地域にしていくことが大事だろうと。なぜかと言うと、知ってる地域には行こうということで、例えばネットの中で検索をしようという気にもなります。しかし、知らない地域を1回あそこに遊びに行ってみようとする思わない。検索すらしない。ですから、この10の市町村、それに大阪府、奈良県、これまで大きな規模にいたしまして、あちこちの企業に、JTB、近畿日本ツーリスト初め旅行会社や近鉄さん、いろいろなところにお話を持ち込みますと、これだけの自治体が入っているんだったら協力をしていこうという話になり、取り上げていただけるようになってまいるわけでございます。ですから、マスコミも含めて規模が大きくなればなるほど、それだけの方々注目をしていただける機会をふやしていくことになるということで、始めさせて

いただきました。今年は、先ほども溝口議員も質問の中でおっしゃっていただいたように、キックオフの年でございます。ですから、できるだけ多くの方々に竹内街道ということを知っていただくきっかけをつくる年が今年だと思います。そして、その中で、我々も努力をしていながら、名前を売る、そして地元の方々に名前の売れたことをきっかけとして、たくさんの方々に訪れていただく機会を我々はつくっていかうと、その方々に対して、どういうものをPRしていかうとか、特産品をつくっていかうとかということは、地元での歓迎の仕方であったり地元でこういうものを新しい特産品をつくって売っていかうとか、こういうところに来てもらってこういうものを見てもらおう、体験してもらおうということを考えて実行してもらわなければならない。それをやはり、今年をきっかけに考えていく機会をつくっていかなければならないということは、十分に承知をいたしております。すぐにできるかどうかということとはわかりませんが、行政としてできる仕事としては、大きく知っていただく機会をつくっていくこと、そして住民の皆さん方にその機会を活用して自分たちがそこにどのようにかかわっていけるかというテーブル、機会をつくっていくことだと思います。

行政の人間は観光の専門家ではございませんから、先ほど議員がおっしゃったように観光アドバイザーであるとか、またJTBや近畿日本ツーリスト等の旅行にかかわる業に携わっておられる方々に対して提言をいただき、その方々にワークショップ等を開いていただきながら、地元で何ができるのかということをしかりと考えていただけるきっかけの年にしていきたい。定着をさせていくのは、我々は大きく幅広くPRをし、その中で住民の皆さん方に、やってみようというきっかけづくりをさせていただこうと思っております。また、気がつくところがありましたら、ご提案、ご提言賜れば幸いです。

以上でございます。

**寺田議長** 溝口君。

**溝口議員** 市長からこの観光事業の定着化に向けての思いを、今答弁いただきました。ぜひとも、市長の頭の中でえがいているものが、手足となる職員みんなに伝わって、そして汗を流していただく。その努力を、これこそやっぱりトップダウン方式で、自分の意志、考え方、動き、そういったことを伝えていただいて、ぜひともこの竹内街道1400年祭を大きな葛城市の観光事業の起爆剤にさせていただくことを強く望みまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**寺田議長** これで、溝口幸夫君の発言を終結いたします。

次に、4番、春木孝祐君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、春木孝祐君。

**春木議員** 日本共産党の春木孝祐でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

本日、私は3問にわたって質問をさせていただきます。

第1問目は、當麻庁舎の耐震診断結果と対応についてであります。この質問に当たりまして、私の見識の1つに、東日本大震災が起きた年、その8月25日に行かせてもらった陸前高田市への議員全員研修があります。当時の西井副議長から西川議長に提出された研修報告書を紹介させていただきますと、「阪神大震災のときつくられた被災者支援システムは活用さ

れたのか」との私たちの質問に対して、「被災の状況が違うので独自に支援システムをつくられた。」あるいは「最後に被災を受けた旧市庁舎周辺に行き、4階建ての庁舎を飲み込む津波の大きさに驚きと恐ろしさを改めて感じたところです。庁舎玄関には献花台が置かれ、亡くなられた約3分の1の職員のご冥福をお祈りいたしました」と書かれております。また最後に、「葛城市においては、東海・東南海・南海地震が近い将来必ず起きるとされています。海に面しない奈良県では、津波の心配はありませんが、地震による家屋の倒壊を初めとしてさまざまな被害が発生します。これらの被害をいかに減らすか、また、災害時の対応策など、常日ごろから備えなければならぬと痛感いたしました」と結ばれております。忘れられない研修でございました。

2問目は、第2期健康増進計画「きらり葛城21」並びに食育推進計画について、そして3問目に国の地方公務員給与削減要請について、お伺いをいたします。

具体的には質問席で行わせていただきます。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 議長に、質問を始める前にお願いがございます。

1問目の答弁に対しまして、耐震診断箇所を示した当麻庁舎の略図を用意していただいておりますので、議員各位への配布の許可をいただきたいのですが。

**寺田議長** ただいまの発言につきまして、図面の配付を許可しますので、職員の方、配付してください。

(図面配付)

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** どうもありがとうございました。

では、質問をいたします。

当麻庁舎の耐震診断結果と対応についてお尋ねをいたします。診断結果については、詳細にわかりやすくご報告をいただきたいと思います。また、その診断結果に基づく対応については、種々検討されているとは思いますが、できるだけその具体策についてのご報告をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

**寺田議長** 河合総務部長。

**河合総務部長** 春木議員のご質問にお答えをいたします。

耐震診断の結果についてでございます。当麻庁舎につきましては、昭和43年8月の建築でございまして、昭和56年以前の旧耐震基準の建築物でございまして、築後44年を経過をいたしておるところでございます。建物といたしましては鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、一部コンクリートブロック造でございまして、3階及び展望棟につきましては2階の建物でございまして、耐震の対象となる延べ面積につきましては2,080平方メートルとなっております。昨年6月29日に5社によります指名競争入札を行ったところございまして、株式会社福本設計が落札をいたしまして、7月2日から12月25日までの履行期限によりまして契約を行ったところございまして、調査をしていただいたところでございます。



現地調査の概要でございます。まず始めに、設計図書と現況の建築物の照合をしていただきまして、庁舎全体の現状把握を行っておるところでございます。

次に、コンクリートの強度調査のため、コンクリート壁のコア抜きを各階3カ所と増築部分の1カ所の合計10カ所を行いました。その結果につきましては、特に問題のない結果となったところでございます。

次に、構造ひび割れ調査についてでございます。これにつきましても、細微なひび割れがわずかに見られるということでございますけれども、比較的良好であったという結果でございます。

次に、増築箇所との接合部分であるエキスパンジョイントの調査でございますが、これにつきましては昭和56年に1階部分の増築がなされておりまして、その部分にかかわります建物の外壁部分におきまして、あき寸法はほとんどないものの、屋根のスラブ面で一部のあき箇所があったということでございます。

次に5番目といたしまして、構造耐力上の問題となります不同沈下の調査でございますけれども、これにつきましては問題なしとの報告がなされておるところでございます。

これらの状況をもちまして二次審査を行っておりまして、設計業者からの耐震診断の判定を、公的機関でございます財団法人のなら建築住宅センターに判定を依頼をいたしたところでございます。なら建築住宅センターによる耐震診断の判定につきましては、8つの意見が加えられておりまして、まず1番目といたしまして、本建物の耐震性能につきましては、両方向とも強度が不足しており、耐震改修は必要である。補強案といたしましては、増設壁等をつり合いよく配置し、強度指向型の補強及び高軸力を受ける柱の改善を行うことが望まれるということがまず1点でございます。

次に2番目でございます。玄関のひさしの部分でございますが、片持ちはりの強度が不足しているということでございます。

次に3番目でございます。展望棟の耐震性の検討によりまして、両方向に強度が不足しているということでございます。

次に4番目でございます。議場上屋の耐震性の検討によりまして、南北方向への強度が不足しているということでございます。

次に5番目でございます。昭和56年の増築部分の北東側につきましては、東西方向の耐震要素となる部材が配備されていないということで、補強が望まれるということでございます。

次に6番目でございます。昭和56年改修のコンクリートブロック造の配筋調査において、配筋の露出部分があり、改善が望まれるということでございます。

次に7番目でございます。議場の天井のつり材の振れどめなどの落下防止措置の確認調査が望まれるということでございます。

最後に8番目でございますが、一部で構造のひび割れがあるので、補修が望まれるという意見が加えられた内容となっております。

また、今後の方策についてでございます。今後の方策につきましては、来年度、平成25年度におきまして、有識者等によりますファシリティー・マネージメント検討委員会を設置をい

たしまして、市内公共施設として保有する資産やそれらの利用環境を総合的に企画、管理、活用する資産活用を推し進めていく中で、當麻庁舎につきましても今回の診断結果を踏まえ、今後の方向性につきましては補強工事を行うのか、また仮設庁舎を建築し建替えるのか、また機能の移転を含めまして、その上財政状況もよく見きわめた中でいずれによる方法が最もよいのかを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** ただいま河合部長より、診断結果については詳しくご説明をいただきました。専門家ではありませんので、詳細につきましては私の理解の及ばないところがありますが、結論としましては、當麻庁舎については補強が必要である、具体的に幾つかの点も意見として添えられている、そういうことであつたらうと思います。

問題は、今後どうするかという問題についてのご答弁でございます。補強工事を行うのか、仮設庁舎を建築し建替えるのか、機能移転なども含め、その上財政上もよく見きわめた上で、いずれの方法によることがもっともよいのか検討してまいりたい。これは、私が昨年の6月議会において一般質問させていただいたときの答弁と同じでございます。

もともと、この問題については、中川議員が2年前のあの震災の起こった3月11日に、吉村議員は同じ年の12月議会の一般質問で、當麻庁舎は非常に危ない、耐震診断をするまでもないと言い切っておられます。市長も答弁の中で、當麻庁舎は新基準を満たしていないと推測することはできるとも言われております。

今のご答弁では、診断結果が出ております。けれども、ファシリティーマネジメント検討委員会を設置しないと、することはないというふうに聞き取れます。私の求めているのは、緊急にできる、あるいはしなければならない対応策です。市長に簡潔な答弁を求めます。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** 先ほど部長が答弁いたしましたように、いかにこの庁舎の今後どうしていくのかということ、検討委員会を設けてまして、その中で先ほど部長が申しましたとおり、財政状況を勘案しながら、議員の皆さん方や地域住民のご意見、また専門家等のご意見を聞いて、どうしていくのかということを考えていかなければならないと思っております。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 全く同じ答弁。何ら示されなかったということでもあります。幾つか聞いてまいりたいと思います。

まず、耐震補強ということで意見つきで出された結果を踏まえて、ざっとどれぐらいかかるのか、そういった費用について試算をされた、そういうことはありますか。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** どのくらいかかるのかということも踏まえて、これから出していこうということになっております。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 試算はされていないと、こういうことですね。

市長もよくご存じの、今葛城市においてこういう災害に対する取り組みをどうするのかということが決められた、非常にすばらしいアクションプログラムがございます。平成21年9月に策定をされております。それによりますと、どのような震災を想定しているかということでございます。先ほど来南海・東海とかいう、海溝型の地震が非常に確率が高いということで注目されているわけですが、実際は葛城市において一番大きな被害をもたらすのは、内陸の地震です。こういうふうに書かれております。アクションプランに書かれてあるということです。「中央構造線断層帯などの内陸型地震が発生した場合、本市では死者約250人、負傷者約460人、避難者総数約1万人、住宅の全・半壊が8,600棟など、人的、建築被害などが甚大となり、ほぼ市内全域でライフラインの供給障害が起こり、市民生活に大きな影響を与えることが改めて明らかとなりました。」これは奈良県のそういう調査、公開を踏まえたものであります。

市長、不幸にしてこういう地震が起こったとき、當麻庁舎は一体どんなふうになるんですか。あるいはまた、アクションプラン、いろいろ示されているわけですが、もし當麻庁舎が崩壊した場合に、行政が行わなければならない公助、これについてどんな支障が起こることになりますか。検討されたことがありますか。なければ、もう返答は結構です。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** 今、庁舎のことに注目をしてお話しをいただいております。いろいろとアクションプログラム等も読み上げながらおっしゃっていただいた、それに先立つ平成20年には葛城市の耐震改修促進計画というのを立てて、その中でいろいろと検討していこうよというお話しでございます。おっしゃるように私も2年前に東日本大震災で大きなつめ跡の残った東北地方にも行かせていただいて、その後、各大字懇談会等で住民の皆さん方の意見を伺う、たくさんの意見を伺う機会も得て、その中で考えていかなければならない。なぜ先ほどファシリティマネージメント等も含めてそういうお話しをさせていただいたかと言いますと、今、春木議員は庁舎というところに着目、注目をしてお話しをいただいておりますけれども、実際住民の皆さん方とお話しをさせていただくと、第一次避難所になる公民館はどうなんねん、コミュニティセンターはどうなんねんというお話しも伺うわけです。

**春木議員** 當麻庁舎に限って質問しておりますから、お願いします。

**山下市長** その中で、當麻庁舎に限って我々が考えていない、全体的に避難所等も含めて検討していかなければならないという見地に立って、葛城市としてどういうふうにして取り組んでいくべきかということを考えていこうという視点に立っております。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 當麻庁舎については考えていないとも、今のご発言では考えられるわけですが、続きまして、それはその1つだということというふうに理解してはありますが、それに対して明確な回答は、全体的な施設を含めて検討しないと答えが出せない。あるいは、補強しなくてはならないという科学的な知見に立っても、何もしなくてもいいんだと、最初に言いましたように、そういうふうにはしか聞こえないということを言っている。

ではもう少し具体的に、今、ご説明があった平成20年にできた葛城市耐震改修促進計画、

その後、先ほどから、これからも紹介させていただきますけどアクションプログラム、これはどんな理念あるいは目標でなされているかということをご紹介をいたします。

これは、大規模の地震が発生した場合に、想定人的被害を今後10年間で半減をしようと、こういう目標を掲げて、具体的目標としては施策の柱として10、施策項目として41、アクション目標として94、アクション項目として196、つまり具体的に196の行動をきちっと決めて、どこがやるのか、課の名前までも挙げて示された計画であります。その中で、當麻庁舎も含む市が持っている、先ほどファシリティーマネジメントの話も出てますけども、そのことに関して書かれているのは予防対策のところでは書かれておまして、地震に強いまちをつくる、こういう中で、アクション目標の1つに市が持っている建築物の耐震化を促進するという項目があります。この施設に、當麻庁舎は対象になっておりますか、なっておりませんか。

こちら、市長が申された葛城市の耐震改修促進計画、ここにはどんなふうにかかれてあるかといいますと、この当時、平成18年の調査結果に基づくデータではありますが、市が持っているそういう建築物の耐震化の状況について示しているところがあります。60棟、60の施設があつて、一応耐震化されている建築物、つまり新基準で建てられたものはもちろんですけども、旧基準であっても何とか耐震化を満たしていると判断できるものも入れて32施設、耐震化率53.3%という数値が示されております。これを、平成27年度には100%にするんだ、こういうことも示されているわけです。アクションプランにおきましても、そういうことについては具体的には示されておられませんけれども、平成20年ではそういうふうには示されているわけです。だから、改めて聞き直しますけども、このアクションプランで示されている地震に強いまちづくりの中の、市の持っている建物、これを當麻庁舎とのかかわりではどういう位置づけになっておりますか。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** 私も今、春木議員から質問をされるに当たってもう一度読み返しをさせていただいたところでございます。この7ページの中には、建物の耐震化を促進するという目標が掲げてございますが、この中にさまざまな形で包括をされているんだらうというふうに理解をしておるところでございます。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 極めていい加減ではないですか。ページを今大きなところを開かれたわけですけど、きちんと市が持っている建物についてはどうするかというアクション項目が入ってるんですよ。このアクションプランでは、そこに當麻庁舎が入っているか入っていないか、この認識を聞いてるんです。平成24年度では間違いなく當麻庁舎も入れて、これはどういうことでそうなったかわかりませんが、一応平成20年度の報告では耐震化に相当すると、こういう報告になってる。それは、いろいろな施設も大変重要でしょう、もちろん。しかし、當麻庁舎は別格ではないですか、やっぱり。同じですか、公民館と。

葛城市の耐震化計画は、学校を中心にやってきたわけでしょう。先ほどの答弁でもありましたように、来年度ぐらいで100%に行く。非常に力を入れて順調にきているのではないですか。このアクションプランは、市長が決められたんでしょう、もちろん本部長やし。

では、もうちょっと、時間も迫りますから。このアクションプランでは短期にやるもの、中期にやるもの、長期にやるもの、分けてあるんです。短期というのは2年ぐらいでやろう。中期プランはおおむね5年でやろう。長期は10年、あるいはそれ以上かかるかもしれん。こういう仕分けで、実にたくさんのアクションがあるということは先ほども言いましたけど、その中で急いで整理をしてみました。調べてみました。そうすると、全部で、短期でやろうというアクション項目が119も定められてあるんです。119。中期、これで59。長期で15。これは、葛城市の役割をやる、直接葛城市がやる、そういうアクション。よそがやるのではない。葛城市みずからの責任でやるアクションとして合計193挙げられてある。だから、このアクションプラン196の中のほとんどが、葛城市自身が主体的にやる、そういうアクション。もう短期の119項目について、どうですか、その実施状況について把握されておられますか。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** ありがとうございます。このアクションプログラムの内容の推進等について、現段階で検証したということはありません。今、おっしゃっていただいたこと、また今回我々は東日本大震災という、今まで考えもしなかった震災を目の当たりにして、この計画自体の大きな見直しも含めて考えていかなければならない状況に入ってきているというふうに思います。

平成20年3月に葛城市耐震改修促進計画というものを outsizing いただいた、その一番後ろのところに、計画の検証、見直しというものが書かれています。本計画は、耐震化の進捗状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜必要な検証、見直しを行うということでございますので、またしっかりとこれを検証した上で見直しも図らせていただくというふうに思います。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 承服できないです。今、平成20年の話を持ち出されておりますけど、アクションプログラムの考え方に、計画の推進という項目があるんです。それで僕、さっき、短期、中期、長期というのを言いました。その後、どう言ってるか。「早期に実施すべきアクション項目については、平成22年度から迅速に着手します。ただし、アクションプログラムの策定を待たずにすぐにでも着手すべきものは平成21年度から着手しています。」まさに、進んでるアクションだってあるんですよ。(3)として、「計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行います。」どこがやってるんですか。教えてください。

「今後定期的にアクションプログラムを見直します。」定期的に見直しますということですよ。今、市長の答弁、何ですか。どうぞ。お答えください。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** 申しわけございません。先ほども申し上げましたように、議員もおっしゃっていただいたように進めさせていただいているところもございます。生活安全課やそういうところを中心に、避難訓練であるとかまた防災マニュアルであったりとか、さまざまところも取り組ませていただいておりますけれども、それを実際どこまで進んでいるのかということを検証したというところは、今のところございません。今おっしゃっていただいたところ、しっかりと反省をして、もう一度担当部局と打ち合わせをして、どの程度進捗をして

おるのかということを確認をして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 少なくともこの計画の具体的な推進のための進行管理、これはどこの部署がやっているか、それも含めて早急に見直しをしていただいで、早晩に議会の方にご報告をお願いしたい。これはよろしいでしょうか。ご報告をいただけますか。

この計画どおりに実施をして、もう短期は終わってるんですよ。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** 先ほども申し上げましたように、こちらの方でもう一度調査をいたしまして、進捗状況も含めてどうなっておるのかということ調べた上で、今の現在の状況につきましてはご報告をさせていただきます。

**寺田議長** もうよろしいでんな。

**春木議員** それでよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

第2問目の第2期健康増進計画「きらり葛城21」、それと食育推進計画についてお尋ねをいたします。

現在まだ計画素案が公表されたところであります。私もインターネットで見させていただいたのですけれども、まず、本計画策定の背景と趣旨についてご説明をください。

**寺田議長** 吉川保健福祉部長。

**吉川保健福祉部長** ただいまの春木議員の本計画策定の背景と趣旨についてでございます。

葛城市におきましては、平成19年3月に健康なまちづくり計画「きらり葛城21」を策定いたしました。この計画は、国が示しました健康日本21の考え方を基本として、市民から募集いたしましたプランニングパートナーとともに、葛城市をこんなまちにしたいという夢をえがきながら、葛城市の現状をデータで確認し、葛城市の実情に応じた分野別の施策を掲げたものでございます。

その後、生活習慣病が増加することから、平成20年度より始めました健康保険組合、国民健康保険加入者で40歳以上の方を対象としたメタボリックシンドロームに着目した健康診査である特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられたこととございます。

第1期の計画の推進に当たりましては、関係各課、関係機関、健康づくり推進員や推進パートナーなど、ボランティアの方々とともに市民の目指す健康なまちづくりの実現に向けて、さまざまな取り組みを展開してまいりましたものでございます。

また、国におきましては食育を国民運動として取り組むために、平成17年6月に食育基本法が公布されました。食生活は生活習慣の基礎であり、適切な食べ方や生活リズムによりまして肥満や糖尿病等の生活習慣病の予防につながることから、食育の推進は健康なまちづくり計画に不可欠となっております。

次期健康増進計画は、こうした流れを踏まえまして、健康づくりと食育を一体的に推進していくため、第2期健康増進計画と食育推進計画をあわせて策定するものでございます。

以上でございます。

寺田議長 春木君。

春木議員 ただいまご説明いただいたように、「きらり葛城21」は市民とともに計画をされ、そして葛城市をこんなまちにしたい、そういう市民の夢をえがきながら進められてきました。

健康というのは、身体的、精神的、社会的に良好な状態であるというWHOの定義に合致するすばらしい計画であったというふうに、私自身は思っております。

今、2期目の計画を立てられるに当たって、一体となって推進とされる食育推進計画、私の理解では市としては初めて立案されたというふうに理解をしているんですが、その経過と骨子についてのご説明をお願いしたいと思います。

寺田議長 吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまのご質問の食育推進計画の経過と骨子についてでございます。

まず、食育基本法におきましては、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められるというふうに定義されております。また、食育とは、いわゆる食べるという面からの食事や食材のことだけではなく、食物をバランスよく食べるためのさまざまな知識を身につけるということ、食品の選び方を学ぶこと、また食堂、食器などの食事の環境、そしてこれらの計画することなどといった食の周辺のことや、食文化をはぐくみ伝えていくこと、更に新しい食文化の創造など、広い視野での食について学んだり考えたりすることを指すものでございます。また、食育は学校という場での学習のみならず、家庭、地域を初め社会全般のテーマとしてとらえることが大切であるとしております。この食育推進計画は、健康増進計画の重点目標の1つである「栄養・食生活」と一体となって計画しております。

立案の経過でございますが、市民の食に対する意見や関心、日ごろの生活などについての考え方を把握し、食育を総合的に推進していくために、年齢別に食生活、食育に関するアンケート調査を行いました。その結果をもとに、葛城市の食育、食生活に関する健康課題をまとめ、取り組みについて検討したものでございます。これに当たりましては、健康増進計画推進協議会で食育推進計画を策定することにつきましてのご了解を得て、食育推進部会を3回開催いたしまして、課題、取り組みの方向、推進体制について検討したものでございます。

保育所・幼稚園・小学校では既に食育計画はそれぞれ立てられておりまして、毎年の目標を決めて実践されております。策定に当たりましては、それらの関係機関の取り組みの状況を共有することから始めました。関係する行政機関、農林課、保育所、幼稚園、給食センター、小学校、生涯学習課、また葛城保健所、奈良県中央農林振興事務所など関係機関、団体でありますJA、商工会、アグリマート新庄朝市実行委員会、忍海酪農組合、かつらぎ食育研究会などのメンバーの方々に、葛城市の問題は何か、なぜ朝食を食べないのか、なぜ野菜を350グラムを食べられないのか、バランスのよい食事をするにはどうすればよいかなどを協議して、この食育推進計画を作成したものでございます。

次に、骨子といたしましては、食を楽しむ人づくりと食育推進のための地域づくりの2つの目標を基本としております。

1つ目の食を楽しむ人づくりでは、ゼロ歳から6歳までの乳幼児期、そして7歳から19歳までの少年期、そして二十歳以上の成人期のライフステージごとに目標を決め取り組むものでございます。乳幼児期は家庭からバランスのよい食生活の基礎をつくる。少年期は、学習と体験でバランスのよい食習慣の確立を行う。成人期は手ばかり栄養法でバランスのよい食生活の実践としております。

2つ目の、食育推進のための地域づくりにおきましては、農業体験などの学び、体験の場づくり、食文化の継承、地産地消の推進でございます。

なお、本計画は平成25年度から平成34年度までの10カ年を計画期間としております。この計画の推進に当たりましては、健康増進計画とともに家庭、地域、学校、職域、関係機関・団体、NPO法人の方々など、さまざまな機関と連携して推進してまいりたいと思います。

このように、食育推進計画を推進することは、健康増進計画の大きな目的であります生活習慣病の予防につながり、子どものころからのよい生活習慣をつくることになるとと思いますので、今後ともご支援、ご協力お願い申し上げます。

以上でございます。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** ただいま、食育の意義も含めて、食育推進計画の立案の経過と骨子について詳しくご説明をいただきました。吉川保健福祉部長に御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

ご答弁にありましたように、計画は年齢別に実施をされました市民の食生活、食育に関する調査をもとに、関係する県・市の行政機関、民間機関、専門家などで構成された食育部会で協議され、策定されたとのことであります。多くの関係者のご努力に敬意を表したいというふうに思います。

発表された計画は、先ほども説明がありましたように第2期「きらり葛城21」と新しくつくられた食育計画と一体として推進される、そういう画期的なものとは評価されるのではないかと思います。部長も言われましたように、推進に当たっては多くの期間との連携が欠かせません。

唐突で申しわけないですけども、特に既に食育を実施されている教育機関の連携が非常に大切だというふうに思います。教育長にも、推進パートナーとしてのお言葉をいただければ幸いです。

**寺田議長** 教育長。

**大西教育長** 言うまでもなく、子どもたちが心身たくましく健康で元気に、そして自然あるいは人とかかわりの中で生きていこうとする、こういう意欲や考え、姿勢や態度を育てるということは、学校教育の中において食育の果たす役割というのは非常に重要なものだというふうに考えております。そのため、市教育委員会におきましては、学校教育の基本方針ということを示しておりますけども、その中で対応しなければならない今日的な課題の1つとして食育の充実を取り上げております。生涯にわたり健康で生き生きと生活するため、食に関する正しい知識を習得させ、食に興味を持ち、望ましい食生活を実践できるよう、家庭、地域等連



携した具体的な実践的な食育の充実を図る、こういうことを実践課題として設定しております。

先ほど保健福祉部長の答弁の中にごさいました、食育基本法の中にある4つの領域といえますか、育てたい資質としましては、食事の喜びや楽しさを理解させる食事の重要性、さらには心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、みずから管理していく能力の習得の心身の健康等々、食物を選択する能力だとか感謝の心だとか、あるいは社会性、食文化についての理解と関心を高める、こういうものの資質を高めるということで、学校現場におきましては発達段階に応じた指導目標を設定して、具体的な作物を育てる、あるいは栄養士や栄養教員等々の指導を受ける、さらには給食指導を通してこういう資質を高めていくということでごさいます。

今、食をめぐる環境というのは非常に大きな問題になっているところでごさいますので、これからそういう時代を生きていく子どもたちに対して食と向き合う、そういう子どもたちを育てていくことが大切だということを思っておりますので、ますます食育の重要性、このことを考えながら取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でごさいます。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** どうもありがとうございました。ぜひこの計画の具体的な推進化が図られますよう、期待をしております。

それでは、最後の3問目の質問に移らせていただきます。

国は、2012年度の地方公務員給与の実態調査結果を発表し、ラスパイレス指数が100を超える自治体を基本に、国家公務員給与の7.8%削減に準じて、地方にも同様に引き下げ措置をとるように要請しているという報道がなされております。

葛城市の実態と国の要請内容、その対応についてご報告をください。お願いします。

**寺田議長** 田中企画部長。

**田中企画部長** ただいまの春木議員のご質問でごさいます。国の地方公務員給与の減額要請の内容と、葛城市の実態とその対応についての件でごさいます。

まず、国からの要請内容でごさいますが、本年1月28日付で全国の地方公共団体の議会議長及び首長あてに、総務大臣からの書簡が出されております。これは、国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する旨の閣議決定を受けてのものでございまして、日本の再生のために防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化といった課題に迅速かつ的確に対応することと、今後消費増税について国民の理解を得て進めるためにも、公務員が先頭に立って取り組みを進めていく姿勢を示すことが重要であるとの趣旨が示されているところでごさいます。

この趣旨に基づきまして、国から要請されている地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方による取り組み内容につきましては、臨時特例法の規定によります国家公務員の給与減額支給措置に準じた取り組みを求められているところでごさいますが、これは

全団体に一律に求められているものではなく、具体的には平成24年度のラスパイレス指数が100を超えている部分についての減額措置を、本年7月から平成25年度末までの9カ月間の限定期間で行うよう求められているものでございます。

この対応につきましては、地方6団体を始め、多方面からさまざまな意見が出されているところでございまして、全国の地方公共団体ではほとんどの団体が現在検討中である状況のようでございます。

葛城市におきましては、旧両町時代から引き続き低い給与水準のまま現在に至っております。平成24年度のラスパイレス指数につきましても99.8ということで、100を下回っておりますので、今回国が求めております給与減額支給措置の取り組みは行う必要のないものと現在考えているところでございます。

以上でございます。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 明確なご回答をありがとうございます。ご答弁ありがとうございます。正直、ほっとしておるところでございます。

もともと、この臨時特例法で国がとった措置というのは、人事院勧告制度を無視して行われたものでありまして、それと比べてもなお葛城市の水準は低いと、そういうレベルにあるわけですが、今ご答弁いただいたように国が求めている給与減額措置の取り組みは当市としては行う必要のないものと考えておられるということで、何としても頑張ってくださいということをお願いをしておきます。

ご答弁にありました政府の閣議決定の問題点を、私として1つ指摘しておきたいと思えます。

国家公務員の給与削減の議論の際に、地方への削減要請はしないと繰り返し明言されていたものに反するものだという事、あるいは今デフレ脱却が景気対策の最重要課題であり、安倍首相自身も春闘抗争を前に企業に賃上げを求めておられます。こんなときに、多くの労働者の賃下げにつながる地方公務員の削減要請は、撤回すべきものと指摘できると思えます。また、消費税増税を国民に押しつけるための露払いとしている点であります。この点は、遺憾だと思えます。

あと1つ、全国の知事会、都道府県議会議長会、市長会、市議会議長会、町村長会、町村議会議長会、これを6団体というふうに呼ばれているわけですが、その6団体が声明を発表しておられます。国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の保有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきでないという趣旨の共同声明を出しておられるということを紹介をして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

**寺田議長** これで、春木孝祐君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時48分

再開 午後 2時00分

**川西副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。どうかよろしく願いいたします。それでは、15番、下村正樹君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、下村正樹君。

**下村議員** 議長の了解を得ましたので、久々に一般質問、一問一答方式で行いたいと思います。

皆さん方に配付されているところには、市に対しての市からの補助金ということで、ごく簡単に書いておりますけれども、ずばり言いますと、エネルギー、自己発電といいますが、私の後に阿古議員がもうパート10ということで、10回目の質問をされます。太陽光発電について質問されます。今までも阿古議員から内容はいろいろ質問があつて答弁もあつたと思いますので、それと並行した形の、今、東日本大震災以降、特に関東地方ではかなりの数がふえているLPガス、また都市ガスを利用したエネファームといいますが、エネファームといいますが、エネルギーの農場というような、直訳ではそういうことになりますけれども、これに対しての市からの補助ということで、質問させていただきたいと思います。細かくは、質問席から質問させていただきます。よろしく願いいたします。

**川西副議長** 下村君。

**下村議員** もうずばり聞いていきたいんですけども、一問一答方式ということで、1つずつ明確な答弁をいただきたいと思います。

まず、今も申しましたように、東日本大震災以降、かなりの取りつけといいますが、テレビ等でも宣伝もありますけれども、私、ガス会社の回し者でもないし、電気会社の設備の回し者でもございませんけれども、エコウィルとかエコジョーズとかエコキュート、一番最近画期的なといいますが、本当に自家発電ということで注目を浴びておりますエネファーム、特にこれについての説明ということで、今言いましたLPガス、都市ガスを利用した自己発電設備について、担当部長から説明をまずはいただきたいと思います。

**川西副議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** ただいまの下村議員のご質問にお答えいたします。

太陽光以外の新エネルギーという関係でご説明いたしたいと思います。

東日本大震災以降、原子力発電所の休止や電力危機、電気料金の値上がりなどによりまして、太陽光発電のみならず新エネルギーへの関心はとみに高まっております。奈良県におきましては、地熱発電等の自然利用のエネルギーの導入は望めませんが、電気や都市ガス、LPガスを利用した発電設備を各家庭に設置することは可能でございます。最近、電気、ガスを利用した設備といたしましては、電気をつくる創発電設備としてエネファーム。これにつきましては、家庭用燃料電池でございます。次にエコウィル。これにつきましては、ガスエンジン発電がございまして、また電気を節約する省電設備といたしましてエコキュート。これにつきましては、ヒートポンプ給湯でございます。それにエコジョーズ（コンデンシングボイラー給湯）がでございます。以上が、太陽光発電以外の新しいエネルギーでございます。

以上であります。

**川西副議長** 下村君。

**下村議員** 本当に簡単にわかりやすく説明いただいたと思います。これについて、もう一度言いますとエネファーム、エコウィル、エコジョーズ、エコキュート、これについての国からの補助及び県からの補助金、これはどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

**川西副議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** ただいまの、国等の補助金がどうかというご質問でございます。先ほど述べました種々の発電等があるわけですが、今現在ではエネファームに対しまして補助等が出ておることを始めに申し述べたいと思います。

エネファームとは都市ガス、LPガスより水素を取り出し、それを原料にして発電する設備でございます。設置費用としては約300万円程度が必要でございますが、昨今200万円を下回る設備も開発されているようでございます。また、このエネファーム設置に関しては、燃料電池普及促進協会（FCA）から45万円の補助金が支給されております。

エネファーム設置の他市町村の補助制度でございますが、奈良県では補助制度を持った自治体は今現在ございません。しかしながら、全国的には66の地方公共団体に補助制度がありまして、金額的には5,000円から65万円とばらつきがあります。ただ、5万円、10万円の自治体が、この66の地方公共団体の半数以上を占めているようでございます。

設置件数は、平成21年度全国5,030件、うち奈良県が127件。平成22年度につきましては、全国で4,985件、うち奈良県では119件で推移いたしておりましたが、東日本大震災後の平成23年度では全国で1万8,067件、うち奈良県は545件、平成24年度につきましては、平成24年12月18日現在でございますが全国で1万4,806件、うち奈良県では278件と非常に急増をいたしております。また、ご参考に葛城市での設置件数でございますが、平成22年度では2件、平成23年度で5件、平成24年度の2月末現在では10件となっております。

葛城市の設置につきましては、1件を除きまして16件が新築住宅とのことでございます。以上であります。

**川西副議長** 下村君。

**下村議員** 年々エネファームというのが、設備がふえているという事実がございます。この県内でも徐々にふえつつあるということで、しかしながら、県の方でもこのエネファームに対しては、市町村はどこの市町村も補助対象には今現在はなっていないということでございますね。

このエネファームというのは、太陽光の発電と同時に設備ができるということと、私、詳しいことはわからんなんですけれども、ちょっと説明をいただきたいんですけれども、このガスの装置が何か空気に出たときに発熱をする、この力で充電をするということと、何か、給湯器、お湯も一緒に沸かせるようなことを耳にしてるんですけど、そののところをもう少し詳しく説明していただきたいんですけれども。

**川西副議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** エネファームでございますが、先ほども申し上げましたように、この近辺では都市ガス、都市ガスの普及のないところは当然LPガスを利用いただいておりますが、その発熱によりまして水素を取り出しまして、それに基づきましてその水素を原料

といたしまして、発電なり給湯をするような設備でございます。なお、下村議員ご指摘のように、太陽光発電と併用した設備が近年ふえているように思います。ただ、太陽光発電につきましては、国の買取制度によりまして42円の売電価格があるわけでございますが、これにつきましては4月1日から若干下がるようでございますが、このエネファーム自身につきましては、売電等のことがございませぬので、全く売電ができないというような施設でございます。

以上、簡単でございますが、よろしくお願ひいたします。

**川西副議長** 下村君。

**下村議員** 最近、東日本大震災からいろいろなエネルギー、今までにかわったエネルギーということで、日本の国も、きょうの新聞にも載ってましたけども、メタンハイドレート、日本の近海から、深海、かなり深いところから取り出した、これは非常に画期的な今後のエネルギーになるであろうということは、きょうのテレビニュースでもやってましたけれども、そういうことでエネルギーがいろいろこれから変わってくるという事実がございませぬ。ですから、葛城市の方も今のところは、太陽光発電もそうなんですけれども、この新しいシステム、特にエネファームについては市からの補助金を出していただきたいという、これは私の要望だけではなく、最近こういうシステムを新たな開発の住宅についているのを、設置されているのをよく目にすることがございませぬ。特にこのエネファームというのは、先ほども部長からお話しがありましたけれども、かなり高価な、300万円ぐらいの予算がかかるということと、国からは45万円ほど補助があるということですが、それでもやはり200万円を超えると。メーカーによっては何か200万円を切るようなシステムも出ているそうでございますけれども、それに対して葛城市としては今検討課題であると思っております。太陽光発電に対しても新エネルギー導入検討委員会、この中で、これも阿古議員からずっと言われてますけれども、今現在太陽光発電だけではなく、今言いましたエネファームなりの検討課題が、その委員会の中で意見が出ていると申しますか、どういうことであるか少しお聞かせ願えたらと思ひます。

**川西副議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** 現在の状況について、ご説明を申し上げます。

現在は、太陽光発電システムの設置補助金に関しましては検討をいたしておるわけでございますが、2月26日に開催いたしました新エネルギー導入検討委員会におきまして、今後は家庭用太陽光発電システムの補助にあわせまして、このエネファームの設置補助に関しましても検討をしまっているというような結論が出ておるわけでございます。

以上でございます。

**川西副議長** 下村君。

**下村議員** もうかなり長い間この検討委員会も開催いただいて、いろいろなことで検討いただいていると思ひます。今年予算書にはまだ予算化されておられませんけれども、来年度には必ずや、太陽光発電とともにこのエネファームの補助金等予算化してほしいと思ひます。

最後に、市長の考え方をここでお聞きしておきたいと思ひます。よろしくお願ひいたしま

す。

**川西副議長** 市長。

**山下市長** 先ほどからの議論、私も聞いておりましたけれども、部長が答弁をいたしましたように、先だつての2月26日に開催いたしました新エネルギー導入検討委員会等においても、事務方レベルでも前向きに検討していくべきであろうという結論に達したという報告を受けております。私自身も、今新しいエネファーム等の技術も含めて、太陽光発電のことも含めて、葛城市として補助制度を確立をしていくべきであると、多くの皆さん方からおっしゃっていただいている、これを受けて、平成25年度の予算にはこれは計上しておりませんが、できるだけ早くこの制度をしっかりと、どういう形で制度を確立していくのかということを見きわめた上で前向きに検討して、皆さんのところにご報告ができるように進めてまいりたいというふうに思っております。

**川西副議長** 下村君。

**下村議員** 市長の考えとして前向きということで、来年度、平成26年度の予算には必ずやこの項目ができておりますことを確信いたしました。私も来年はこの場にいてるかどうかわかりませんが、どうかよろしく願い申し上げまして、私の本当に短い時間ではございますけれども、一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

**川西副議長** 下村正樹君の発言を終結いたします。

次に、9番、阿古和彦君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、阿古和彦君。

**阿古議員** 議長の許可を得まして、私の一般質問をさせていただきます。私の質問内容は2点です。

1つ目が、学校給食における食物アレルギーについて。2つ目が、地球環境にやさしい自治体葛城市を目指して（パート10）になります。

詳細につきましては、質問席よりさせていただきます。

**川西副議長** 阿古君。

**阿古議員** 去る平成24年12月20日に東京都調布市の小学校で、食物アレルギーを有する児童が学校給食後に亡くなるという事故が起きました。死因はアナフィラキシーショックの疑いがあると報告されております。

とても悲しい事故ではございますが、その事故を踏まえて、葛城市のまず食物アレルギーに対する現状の報告をお願いしたいと存じます。

**川西副議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまの阿古議員のご質問でございます。食物アレルギーに対する葛城市として現在の現状でございますけれども、昨年末に市内の幼稚園・小学校・中学校を対象に食物アレルギーの調査を行いましたところ、1食品でも何らかのアレルギーを持っている児童等の数は約100名となっております。現在の新庄・當麻の両給食センターでは、アレルギーに対応した設備がないため、アレルギー成分を除去して調理した給食を提供することはできません。現時点のアレルギー対応といたしましては、アレルギーの強い児童等には、毎月のメニュー

とは別に、食品にどのような材料が使われているかがわかるメーカーからの原材料分析表と、さらに献立ごとにどの食品にどのようなアレルゲンが含まれているかがわかるよう、献立と同時に食品のアレルギー表を作成し、学校を通じて希望の保護者に配布し、アレルゲンを含む食品は食べないなど、保護者と学校が連携した対応をお願いいたしております。さらに、対応が難しい場合は、家庭より弁当や代替物を持参していただく場合もございます。

平成22年6月から、牛乳アレルギーのある児童等につきましては、保護者からのご希望があれば牛乳の配食を中止し、牛乳代金相当分の減額を実施しております。

これからも現在の施設、設備で行える範囲で献立の工夫や食材等の情報を提供することにより、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川西副議長** 阿古君。

**阿古議員** 今現状といたしましては、食物アレルギーを有する子どもたちに、ひどい場合はお弁当を持参でということで、完全なる食物アレルギー対応という、給食対応しているという形ではなっていないということですが、これから新しい給食センターの設備導入に当たりましては非常にその部分を含めた中で、検討されることになろうと思います。

その中で、まず食物アレルギーというのは、その症状においてある意味軽い症状から重い症状までいろいろございます。例えば皮膚、粘膜症状ですとか呼吸器症状、消化器症状、循環器症状、神経症状、主には5つぐらいに分かれるんですけども、その中で2つの症状が重なることをアナフィラキシーというそうです。それで、更にひどい症状が出ると、アナフィラキシーショックという言葉で表現されます。

それで、葛城市の場合でしたら、今現状の給食に対してある一定の指針ですとかマニュアルがあるのかなという気もするんですけども、まだ私はそれを目にしたことはございません。更に考えてみますと、この給食センターについては当然ハードとしてマイメニュー的なアレルギー対応食を配食するわけなんですけども、その部分のハードの部分ではなくてソフトの部分では、非常にその対応についてミスイクが起らないような対応システムを確立する必要があるように感じます。

そのことを思いますと、早急に食物アレルギー対応マニュアルを整備する必要があるのかと存じますが、そのことにつきましてはどのようにお考えになっておられますでしょうか。

**川西副議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまのご質問でございます。今後は、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを整備いたしますとともに、新しく建築される給食センターにおきましてはアレルギー専用の調理室を設置し、専属の調理員による調理を行うとともに、食器、食缶もそれぞれ他と分け、アレルギー対策を行わせていただく予定でございます。また、対象人数や除去食、代替食等どれだけの範囲で実施できるかの問題につきましては、関係部署、関係機関、保護者等と連携しながら可能な限りきめ細かく対応できるよう準備してまいりたいと考えております。

**川西副議長** 阿古君。

阿古議員 結構です。早急なマニュアル対応をお願いいたしたいと存じます。整備対応をお願いしたいと思います。

それで、食物アレルギー、先ほど答弁ございましたですけども、葛城市で大体100名ぐらいおられるということです。全国的に見ますと、厚生労働省の日本保育園保健協議会での全国調査、平成21年度なんですけども、そのときの統計といたしましては、食物アレルギーを有する子どもたちが平均で4.9%ですか、厳密に言いますと、年齢でかなり差があります。0歳児が7.7%、1歳児が9.2%、2歳児が6.5%、3歳児が4.7%、4歳児が3.5%、5歳児が2.5%と、大体成長に伴ってアレルギーというのは軽減していくみたいなんですけども、平均で4.9%であったように記憶しております。と言いますと、大体20人に1人ぐらいが食物アレルギーを持っているということやと思います。それで、特筆すべきは、アナフィラキシーショックを起こす可能性のある子どもたちの割合です。それが、これは平成16年度の文科省の調査なんですけども、同じく同じ傾向をとってしまして、小学生よりも中学生の方が、もしくは高校生の方が全体としてはその割合が減ってきます。全体を通じては0.14%といたしますから、大体1,000人に1人から2人の割合でアナフィラキシーショックを起こす可能性があるということです。その辺の、まず葛城市の数を把握されていたら報告願いたいと思います。それが1点。

それと、実はこの調布市というのは、葛城市よりか食物アレルギーに対する対応が非常に進んでおります。というのが、子どもたちに完全な食物アレルギーの配食を個別に行っておられる。当然のことながらそういうふうな対応をされているところは、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルというものを整備されております。その中には、保護者からの提出すべき書類ですとか、内部的な管理の仕方から細かくマニュアル整備をされております。にもかかわらず、今回あのような悲しい事故が起こってしまったというのは、非常に問題が大きいのかなと思います。マニュアルが完璧であっても、それをどう管理するのか、それを実際にそのマニュアルどおりに管理するのかということが、非常に問題視されていくべきやと思います。

その中で、私が感じるのは、食物アレルギーという、例えば20人に1人ぐらいの割合での一まとめの管理の仕方と、アナフィラキシーショックを起こす子どもたち、1,000人に1人とか2人ですから、当然各小学校とか中学校、幼稚園でいきますと、その学校等に1人いるかないかという子どもたち、生徒の管理の仕方と、一まとめの管理の仕方をするにかなり問題があるのではないかと。例えば学校に1人であれば、この子はこういうショックを起こす子だからという特別な管理の仕方、学校に関係する人たちがだれしもがこの部分は気をつけてあげないといけないということがわかるんやと思うんですけども、教室に2人も3人もいてるような、その割合のまとめの食物アレルギーという管理の仕方をしてしまうと、ひょっとしたらそれを見落としてしまう。ですから、先ほど申しましたように、アレルギーにはいろいろな症状を起こすことがあります。でも、1,000人に1人もしくは2人という子どもたちの対応の仕方は、通常食物アレルギーマニュアルに属する管理とは別枠の特別管理の仕方をすれば、そういう事故が起こらないのではないかと感じます。



それと、もう一つ感じますのが、今現在エピペン、これは商品名だそうです。アドレナリン注射薬、商品名エピペンという、これの投与のこともかなり話題にはなっておりました。それで、今現在エピペンを葛城市内で小・中学校、幼稚園で保有して、登園・登校されている生徒の方がおられるようでしたら、その数もあわせてお聞きしたいと存じます。

**川西副議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまの阿古議員のご質問でございます。先ほど阿古議員がおっしゃっておられました、昨年12月に東京都内の小学校で女子児童が給食時に食物アレルギーの重篤な症状、アナフィラキシーショックにより死亡するという重大な事故が発生いたしました。アレルギー疾患の中には、このような重篤な症状を引き起こす場合があります、このような疾患を持った児童・生徒は他の軽度なアレルギーと区別し、特に慎重な対応が求められるところでございます。そのため、食物アレルギーやアナフィラキシーショックの可能性のある子どもの保護者に対して調査票を配布し、留意すべき食品、飲食した際の症状、緊急事態発生時における対応の仕方、緊急連絡先、搬送先等を情報収集いたしまして、またかかりつけ医の科の名前や救急受け入れ承諾等もドクターからもらってもらい、それらの情報をファイリングして整理し、幼稚園、小・中学校と消防署及び教育委員会で保管することにしております。万が一発症した場合は、保護者や学校と教育委員会、消防署やかかりつけ医が連携し、対応が迅速に行えるよう努めております。

また、アナフィラキシー発症時に使用するエピペン、緊急補助治療薬でございますけれども、この使用について3月12日に市内各幼稚園、小・中学校の代表を招集し、葛城消防署にお願いして、使用の実習を行っております。

アレルギー対策は、子どもたちの命と健康にかかわる重大な問題です。万全を期すことは当然でございますが、今後保護者のご理解を得ながら安心・安全な給食に一層努力してまいりたいと考えております。

なお、先ほど議員の質問にございました、食物アレルギーに関してのエピペンを緊急時に打つよう指示されている子どもの数でございますけれども、葛城市内3名となっております。保護者からの情報を共有している者の数が41名で、そのうち3名ということでございます。また、41名の内、緊急時に服用する薬等を学校で預かっていただいたり、子どもたちが持ち歩いているものにつきましては、7名でございます。

以上でございます。

**川西副議長** 阿古君。

**阿古議員** 適切な対応を本当にありがとうございます。この質問を提出させていただいたのが3月4日、1週間ほどで研修会も開いていただいて、子どもたちの命にかかわる問題だということとその重大性を深く理解していただいていることに感謝いたしたいと存じます。

エピペンの場合は医師が処方して、それで本人もしくはその保護者が打てるという薬剤です。その中で、学校保健の協会といいますか、そこからの基本的な考え方としては、講習を受けて、教員等学校の担当者が打つことが可能であるということにおいて対応されてるんやろうと思います。早速その研修をやっていただいたということは、本当にありがたく感じて

おります。速やかにまた次のステップに進んで、マニュアル整備等対応を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

今回の質問は、特に文科省部分の学校給食の部分について質問させていただきました。実は、給食ということにつきましては、厚生労働省の管轄の保育所も大きな問題になっていくと思います。厚労省の方からはまたその旨の通達等があるとは思いますが、小さな保育所でしたら、一定の人数が50人、60人、100人未満のところでしたら割合とその掌握というのはしやすいんですけども、例えば今できました新しい保育所、200名規模、そこまでいくかどうかわかりませんが、非常に大規模な保育所になります。そうしますと、当然のことながら給食について、配食については更にそういうミスイクが、不幸なことが起こらないような管理の仕方を工夫していただきたいと思います。これは文科省のやり方なんですけども、マニュアル等の整備もしくは非常事態への対応、部分についてはその現場の保育所職員の皆様方にご協力していただいて、葛城市にとって同じ子どもたちがどういう場面でも、そういう食物アレルギーのショックで亡くなるようなことがないような対応を強く求めておきたいと思います。その辺は、答弁は結構です。

以上です。

続きまして、2つ目の質問に移りたいと思います。

この質問は、地球環境にやさしい自治体葛城市を目指して（パート10）になります。下村議員が先にちょっと質問していただきましたので、大体は言っている趣旨等は変わりません。変わりませんが、前向きな検討をしますという答弁をずっと引き続いていただいておりますので、それ以降の経緯につきましてありましたら、答弁をお願いしたいと存じます。

**川西副議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** 阿古議員のご質問でございます。その後の経過でございますが、個人住宅用の太陽光発電システムの補助に関しましては国・県、奈良県下の市町村では7市1村が補助金制度を導入されております。本市におきましても以前より検討をいたしてまいっております。

先ほどの下村議員のご質問にもございましたように、他の新エネルギーについても普及しているような状況でございます。よって、2月26日に開催いたしました新エネルギー導入検討委員会におきまして、今後は家庭用太陽光発電システム補助にあわせまして、エネファームの設置補助に関しましては検討するという結論が出ております。また、山下市長の2期目の政策ビジョンにもございますし、先ほどの下村議員の質問の中で市長が答弁いたしましたように、前向きに検討するという考えをいたしておりますので、なお一層のご理解をお願いいたします。

以上でございます。

**川西副議長** 阿古君。

**阿古議員** 2月26日に新エネルギー導入検討委員会を開催されているということなので、よろしければその26日の検討委員会の内容をもう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。

**川西副議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** ただいまのご質問でございます。2月26日に新エネルギーの導入検討委員会を開

催させていただきます。

まず、1番目といたしましては、各公共施設への新エネルギーの導入でございます。磐城第二保育所につきまして、まず1点検討いたしましたわけでございます。これにつきましては、平成22年度の実設計段階におきまして太陽光発電システムを費用対効果の観点から見送った経緯がございます。昨今の電力事情から、これにつきましても今後につきましては経済産業省の独立型再生可能エネルギー発電システム等導入促進対策費補助金、もしくは環境省の小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業等も考えながら、検討をいたしてまいりたいと思っております。そして、現在、貸し屋根制度というのもございますので、それについても今後検討をいたしていく予定をいたしております。

次に、建設予定の新庄幼稚園につきましては、太陽光発電10キロワットを設置する予定をいたしております。

次に、学校給食共同調理場につきましては、今後発注いたします基本設計及び実施設計におきまして、太陽光発電設置に向けて検討をしてまいりたいという考えを持っております。

次に、2番目といたしまして、その他の新エネルギーについてということで、エネファームの補助金の関係、そしてエコウィル、エコキュート、エコジョーズについて協議を行っております。

3番目といたしまして、家庭用の太陽光発電システムの設置補助について、それは先ほど来答弁させていただくような結論に達しておったわけでございます。

最後に、メガソーラー発電につきましても、今後市の土地等を考えながら、このメガソーラーについても検討をしていくということでございます。

なお、参考に、メガソーラーではございませんが、昨今売電を目的といたしまして、最近では大字柿本地区に50キロワットの売電を目的とした発電システム、そして大字寺口には100キロの発電システムを持った太陽光発電を各個人さんが4月以降に設置をするというように、関西電力の方から聞いております。

以上、この4点について協議をいたしてまいりました。以上でございます。

**川西副議長** 阿古君。

**阿古議員** 新エネルギー検討委員会というのは、かなり長い期間やっていただいております。その中でいろいろな議論があって、どういうやり方がいいのかということは、かなり議論を重ねていただけたと思います。その中で、今回の施政方針の中では、私有地を活用したメガソーラー発電及び家庭用太陽光設備の助成制度等を検討してまいりますという項目を入れていただいております。速やかな検討結果を出していただくことを強く望み、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

**川西副議長** 阿古和彦君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時38分

再 開 午後2時55分

**寺田議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、1番、辻村美智子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、辻村美智子君。

**辻村議員** それでは、ただいま議長のお許しをいただき、本日最後となると思いますが、私より一般質問させていただきます。

一般質問の内容は、子ども・若者育成支援事業についてでございます。なお、質問は質問席より行わせていただきます。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** それでは、子ども・若者育成支援事業についてお伺いいたします。

子ども、若者をめぐる環境の悪化はとどまることなく、さまざまな問題が発生しております。葛城市においては平成22年10月より、子ども・若者育成支援事業を実施していただいておりますが、平成24年度の事業の運営状況と、相談窓口として設置していただいているサポートルームの利用状況についてお聞かせください。

**寺田議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまのご質問でございます。現在の状況ということでございますけれども、平成24年度の状況ということでございますけれども、子どもや若者が就学や就労をせず、社会とのつながりが希薄になり、自宅以外での生活の場が失われてしまうことが、大きな社会問題となっている状況を受け、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援することを目的に、平成22年10月に設立した地域協議会を活用し、代表者会、実務者会議、個別ケース検討会議等の運営方法を検討するとともに、支援を必要とする者の窓口となる相談・面談業務を行うため開設したサポートルームにおいて、毎年試行錯誤しながら取り組んでまいりまして3年を経過しようとしているところでございます。

まず、地域協議会の運営状況についてでございますが、平成24年度におきましては、代表者会の意見や県の指導を得ながら5月に1回目の実務者会議を開催し、協議会の関係機関に対し地域協議会の役割等をより一層理解していただくため、地域協議会のねらいと手法及び運用について説明させていただき、協議・検討するとともに、今後の運用について各担当者による意見交換や情報交換をさせていただきました。

また、9月に開催した第2回目の実務者会においては、関係機関の相互理解を深めていく必要があるため、関係機関の役割が明確になるように関係機関の紹介書の作成やチラシ作成について協議させていただいたところであります。

地域協議会といたしまして、今後も実務者会議を中心に、それぞれの機関の役割の明確化や活動状況についての情報交換など、なお一層検討し協議会としての役割が発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、相談業務の状況についてでございますが、現在の状況は相談者の要望もあり、相談業務を昨年4月から1人の臨床心理士による対応とし、相談日につきましても平成23年10月より週4日、月曜、木曜、金曜、土曜の週4日に拡充させていただき、サポートルーム以外に當麻文化会館3階に設置いたしました面談室を活用するとともに、市の広報誌や有線放送

による啓発活動も行い、事業の推進をはかっているところでございます。

昨年4月からこの2月の相談実績は、相談人数が27人、うち新規分が24人であり、利用回数では368回、うち新規分が269回でございました。

以上でございます。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** ただいまご答弁いただきました地域協議会については、今後も関係機関と情報交換や意見交換をし、よりよい事業運営に努めていただきたいと思います。

サポートルームの利用については相談者がふえていますが、相談内容により家庭に訪問されるということなどは行っておられるのでしょうか。

**寺田議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまのご質問でございますが、葛城市子ども・若者支援地域協議会の関係機関等と調整機関がより円滑に連携できるよう、普段から情報交流や相互訪問ができる関係づくりにも取り組んでおります。昨年4月からこの2月で165回の相互訪問や電話などによる交流を持っております。

今後も引き続き、関係機関の情報・紹介が必要となる相談事例があった場合には、地域協議会を活用し、臨床心理士による情報提供と関係機関の連携を図りながら、相談者が1人でも多く自立し、生き生きと社会生活を営むことができるよう、支援体制の充実を図っていく所存でございます。

以上でございます。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** 部長のご答弁の中にありました相互訪問とは、関係機関の方と一緒に家庭訪問を実施されているということで、理解させていただきます。

この訪問支援は、引きこもり問題に象徴されるように、みずから専門機関に足を運ぶこと自体に困難を抱えている子ども・若者の支援策だと思います。

私は先日、この訪問支援を中核事業として取り組んでおられるNPO団体を視察してまいりました。子ども・若者の自立が達成されるまでの過程は一担当者、一団体や機関、一分野の活動では到底補いきれないというケースが多いという観点から、複数の専門職によるチーム対応はもちろんのこと、想定されるさまざまな状況にも適切に対応できるよう、外部機関との共同を重視した活動を展開しておられました。また、そのNPO団体は、子ども・若者育成支援事業の指定支援機関と、それから子ども・若者総合相談センターの業務を、県よりの委託を受けて活動されておりました。

市長の新ビジョンの中で、子ども・若者支援センターを設置しますと掲げられておりますが、私が視察してきたNPO団体のような活動をされている民間団体と調整団体が連携していく支援ネットワーク形成が、このセンター運営に必要なだと思います。

そこで、市長はどのような支援センターをお考えなのでしょうか、お聞かせください。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** 辻村議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在のところ、葛城市内でNPO法人やそれに類をする団体がまだ見当たらないというのが現状でございます。なので、行政が主導的な立場としてかかわっていかねばならないというふうに思い、青少年支援センターであるとか各相談窓口としての市の役割を果たしていこうとするものでございます。

しかしながら、市民の中からまた協力をしていこうという団体が出てまいったときには、その団体の方々と相談をさせていただいて、より多面的にその方々をサポートしていく制度を設立する必要というか、協力をしていながらその対象となる方々が社会参画できる体制をつくっていくことが必要であるだろうということは、容易に想像がつくところでございますので、現在のところは市が主導的な立場でやらなければならない状況にあるということにかんがみて、その青少年センターの設立であるとかさまざまな事業の推進ということを図るために、この方針を出させていただいております。

今後のことは、そういう支援をしていただける団体が出てまいったときに、その方々の実態であるとかキャパシティであるとか、そういうこと等を相談しながらまた図っていきたい、ご相談をしていききたいというふうに思っております。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** 市長が今ご答弁いただきましたように、現在このような支援活動をされている民間団体は、私の方でも見受けられませんが、今後支援団体の情報を私は入手してまいりますので、その情報提供をさせていただきますので、どうか市の方でもご検討いただきたいと思います。

そこで、この支援センターの設置についてなんです、場所についてお伺いさせていただきます。現在サポートルームは當麻文化会館を利用し、相談者の増加に伴い、當麻文化会館3階の部屋も利用されているということなんです、今後このセンターを設置するに当たりそれなりの広さが必要かと思われ、将来共同していくであろうという支援団体はその施設を提供してくれるというのであれば、葛城市にとっても幸いなんです、そのような団体はなかなかないというふうに思われますので、午前中の溝口議員の質問に対する教育部長の答弁にもございましたが、子ども・若者支援センターの設置を葛城市内の空き施設の利用を検討しているところというふうにお伺いしておりますが、この辺に関して市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** 当然、葛城市で有効活用すべき施設というのは数が限られております。現在さまざまなサービスを提供するためにその施設を利用させていただいているわけでございますけれども、そうは言いながら、新しくその施設の機能を統合していこうと、例えば給食センター等のように考えております。その場合に、空いた施設を再利用できるのかどうかということも考えていかなければならないであろうというふうにも思います。実際に使えるのかどうかというのは別にして、そういう施設の再利用を含めて空き施設を利用しているいろいろと相談を受ける施設として活用していきたいと思っております。現在のところ、この新庄庁舎、また當麻庁舎の中で直接にお使いをいただける場所というのは存在をしないので、當麻文化会館の中で活動させていただいているという状況でございますので、そこ以外にという形になれば、今のとこ

ろ、教育委員会とも相談をいたしましたけれども、市が保有する施設としては見当たらない、もしくは社会福祉協議会でゆうあいステーションを持っておりますけれども、そういう施設の中で空いた部屋があれば使っていくことはやぶさかではございませんけれども、その施設の目的とその場所が、立地が合致をするのかどうかということも検討していかなければなりませんので、そういうところに際して相談に乗らせていただきながらというか、こういう場所でいいのかどうかということを検討しながら、進めさせていただきたいなというふうに考えております。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** そうしましたら、今のご答弁でしたら空き施設の利用も可能というふうに理解させていただいてもいいのでしょうか。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** 現在のところそういう施設は今、市長部局の中、また教育委員会部局の中では、今、當麻文化会館以外では見当たらないけれども、将来的に空き施設が出てくれば、そこの再利用として使うことができるかどうかということは検討をさせていただくということでございます。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** ぜひこの子ども・若者支援センターについては大いに期待しておりますので、私もやはりこれを設置していただきたいというふうに考えております。ですから、先ほども申し上げように、支援団体の情報を集めて状況を提供させていただいて、よりよい支援センターの設置に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

これもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**寺田議長** 辻村美智子君の発言を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、14日、午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時10分